

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和4年5月24日（火） （ <u>午前</u> ・午後）10時 開会 正午 閉会
開催場所	市役所本館6階 第1会議室
議 長	岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）
出席者	今枝 史絵（弁護士）、浦野 祐美子（人権擁護委員）、岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）、城谷 星（法人理事長）、森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）、森 正治（公募市民）、安尾 勝彦（公募市民）【7人】（敬称略、五十音順）
欠席者	なし
諮問実施 機関職員	樋之津法務コンプライアンス課長、駒井コンプライアンス係長、南職員、竹林職員
事務局職員	樋之津法務コンプライアンス課長、駒井コンプライアンス係長、南職員、竹林職員【4人】
開催形態	<u>公開</u> / 非公開
議題（案件）	(1) 会長等の選出について (2) 令和3年度個人情報保護制度の運用状況について (3) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて
配布資料	(1) 令和3年度 個人情報保護制度の運用状況（概要） (2) 令和3年度 個人情報保護制度の運用状況 (3) 議題(3) 諮問資料

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>【開会】</p>
事務局	<p>委員の皆様においては、茨木市個人情報保護運営審議会委員の職を引き続き引き受けていただき感謝申し上げます。本来であれば、委嘱状は一人ずつ渡すべきものだが、時間の都合もあるため机上に置いている。</p> <p>次に、委員の皆様を紹介する。委員の交代はないが、改めて紹介する。 <委員の紹介> <事務局職員の紹介></p>
	<p>【議題(1) 会長等の選出について】</p>
事務局	<p>次に、個人情報保護運営審議会の会長、職務代理者の選出をお願いする。会長は、「茨木市個人情報保護運営審議会規則」第2条第1項の規定により、委員の互選により選出することとされている。</p> <p>また、職務代理者は、同条第3項の規定により、会長が指名することとされている。どなたか推薦をいただきたい。</p>
森隆知委員	<p>委員の皆様のご了承を得られるならば、前会長の岡田先生にまた引き続き会長をお願いしたいと思うが、いかがか。</p> <p><異議なし></p>
事務局	<p>「異議なし」とのことなので、会長は岡田委員と決定する。それでは、岡田委員、会長席へご移動願う。</p> <p>〔会長席へ移動〕</p>
事務局	<p>岡田委員に会長就任のご挨拶をお願いする。</p> <p>〔岡田会長の挨拶〕</p>
事務局 岡田会長	<p>次に、職務代理者の選出を会長が行っていただきたい。</p> <p>職務代行者を森隆知委員をお願いしたい。</p> <p><異議なし></p>
岡田会長	<p>よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>次に、審議会の公開等について事務局からの説明を伺うが、今回は具体的な案件について諮問されているのではなく、抽象的な形で諮問されると聞いている。事務局から審議会の公開等について説明をお願いする。</p> <p>本市では、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合等を除き、公開を原則としている。また、審議に関して提出された資料についても、原則公開とし、傍聴人が資料の持ち帰りを希望する場合は、審議会等</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	<p>の同意を得て、傍聴人に配布することができることとしている。</p> <p>なお、会議録についても発言者の名前も含めて、公表に努めているところであり、この茨木市個人情報保護運営審議会についても、公表を予定している。以上である。</p> <p>ただ今、会議資料及び会議録公開についての説明があった。非公開とすべき案件が発生したときには会議の非公開を決定することとし、それまでは原則に基づき会議は公開とし、資料についても傍聴者へ配布することとする。また、会議録に関する事項についても、他の審議会と同様に公開とし、各委員からの意見についても名前を明記して公表したいと思うが、異議はないか。</p> <p><異議なし></p>
岡田会長 事務局	<p>本日傍聴者はいるか。</p> <p>いない。</p>
岡田会長 事務局	<p>では、議事を進める。先ほど少し触れたが、今回は具体の案件ではなく、個人情報保護制度について広く諮問するということなので、事務局から本日の審議案件について詳しく説明していただきたい。</p> <p>本日の審議案件は、令和3年度の運用状況の報告と事務局である法務コンプライアンス課が実施機関として諮問する事項が1件である。</p> <p>なお、諮問案件である個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについては、複数回会議を開催し、審議していただく予定としている。審議時間の配分については、運用状況の報告を15分程度、諮問案件を1時間10分程度でお願いしたい。</p> <p>【(2) 令和3年度個人情報保護制度の運用状況について】</p>
岡田会長	<p>次に、議題(2) 令和3年度個人情報保護制度の運用状況について事務局から説明を求める。</p> <p><令和3年度個人情報保護制度の運用状況について報告></p>
岡田会長 安尾委員	<p>事務局の説明は終わった。何か質問、意見はないか。</p> <p>資料を見ると、事務量が大変だろう。これを何とかしないとミスを誘ってしまうことがあると思う。例えば、外部提供の状況で、繰り返し起こる項目とスポット的に起こる項目を分けるなど、少しでも省略できる部分があるのでは。実務的には分からないが、少し事務量を減らすことを考えないと職員の負担が大きいと思う。</p>
岡田会長 事務局	<p>事務局の考えは。</p> <p>以前は、今よりもボリュームのある資料を作成していたが、少し簡略化した。このあとに審議していただく個人情報保護制度の見直しの中でも公表</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>安尾委員</p> <p>事務局</p> <p>安尾委員</p> <p>事務局</p>	<p>のあり方については、要点が分かる形に整理し、事務量を減らしながらも市民の方にどこがポイントなのかが分かるような公表について検討していると考えている。</p> <p>おそらくこれは要約されているだろうが、この裏側には膨大なドキュメントがあるのでは。</p> <p>そうだ。</p> <p>それも何とかならないのかという気もするが。</p> <p>今は条例上、外部提供届は外部提供を行うたびに作るので、届出が1年間でかなり溜まる。現行条例では、届出を作成しないといけないとなっているので、そのあたりも今後、見直しの際に検討したいと思っている。</p>
<p>岡田会長</p> <p>事務局</p>	<p>他に質問等はないか。</p> <p>質問や意見等がないようなので、昨年度の個人情報保護制度の運用状況をこの内容で公表する。</p>
<p>【(3) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて】</p>	
<p>岡田会長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、議題(3) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて、諮問担当課である事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは事務局から説明する。今回の議題(3)の諮問だが、大きな法令改正に伴う個人情報保護制度の見直しについてである。そのため、説明に時間を要し、本日の会議の大部分は事務局からの説明で時間が過ぎてしまうかもしれないが、その点もご容赦いただきたい。</p> <p>お手元に諮問書を配布しているので、別紙1をご覧ください。諮問の理由であるが、個人情報の保護に関する法律いわゆる個人情報保護法が改正された。この法改正の目的は、国や地方のデジタル業務改革の推進に伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避であることに対応するため、令和3年の法改正により個人情報保護制度の法体系の大幅な構造転換が行われたものである。その内容としては、1点目が国の独立行政委員会である個人情報保護委員会が、民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いについても一元的に監視監督する体制を確立するというものである。</p> <p>続いて、活発化する官民や地域の枠を超えたデータの利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じていた旧体制の不均衡・不整合を是正することが大きな内容となっている。</p> <p>実際の法改正の具体的な内容であるが、個人情報保護法は、デジタル改革</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>関連法の一つであるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部として改正された。国の機関が保有する個人情報の取扱いについて定めた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と独立行政法人が保有する個人情報の取扱いについて定めた「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を個人情報保護法に統合し、定義や基本概念については、民間事業者に対する規律に統一化しつつ、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとなっている。もう1点が、地方公共団体の個人情報保護制度についてである。ご存じのとおり、従来は個別の条例に規定されていたが、統合後は法に基づく全国の共通ルールとして、行政機関や独立行政法人等に対して適用されるものと同様の規律を地方公共団体に適用し、法律の解釈運用・監視監督を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが整備されたものである。1点目の行政機関、国の機関の法律の統合については、すでに4月1日から施行されている。</p> <p>2番目の地方公共団体の規定の一元化については、令和5年4月1日から施行されることとなる。この法改正への対応だが、これまで本市における個人情報の取扱い及び保有する個人情報の開示、訂正、利用停止に関する事項については、茨木市個人情報保護条例において定めていたが、法改正により、これらの事項が法において定められることとなった。そのため、現行の茨木市個人情報保護条例を廃止し、法によって条例で定めることができることとされた事項等を規定する条例を新たに制定する予定としている。本諮問は条例を制定するに当たり、その条例に規定する事項について委員の皆様のご意見を頂戴するものとなっている。</p> <p>スケジュールの確認をさせていただきたい。別紙3をご覧ください。新たに制定する条例に関する議案については、議会に提出する必要がある、12月議会に提出する予定としている。逆算すると、9月にパブリックコメントを実施する必要があるため、本審議会の答申を8月中くらいに頂く必要があると考えている。スケジュールがタイトになってしまって申し訳ないが、よろしくお願ひしたい。</p> <p>続いて、具体的な本諮問の内容について説明する。別紙2をご覧ください。先ほど申し上げたように、令和5年4月1日以降については、本市が保有する個人情報の取扱い、自己情報の開示、停止、訂正の請求について、個人情報保護法による全国共通のルールが規定され、本市もこの共通ルールが適用されることとなる。現行の個人情報保護条例を廃止する予定としているが、一部の事項については条例で独自の規定を設けることができるとされていることから、条例で規定する事項について委員の皆様のご意見を頂きたいと考えている。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>別紙2に諮問事項として7項目を具体的に挙げている。諮問事項の1から6までについては、法改正後の個人情報保護法において、各地方公共団体において独自のルールを条例で定めることができる旨が法律に明文で規定されている事項となっている。また、諮問事項7について、法に規定のない事項への対応に関する諮問となっている。</p> <p>それでは、各諮問事項に沿って、順に説明する。</p> <p>1点目は「個人情報取扱事務目録」の作成・公表についてである。改正後の個人情報保護法では、「個人情報ファイル簿」の作成・公表について定められているが、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。」という規定が法律に設けられている。ここで「個人情報ファイル簿」という言葉が出ている。「個人情報ファイル簿」がどのようなものかということであるが、「個人情報ファイル」とは、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報、例えば、Aさんの情報という形でそれを容易に検索ができるように体系的に構成した情報の集合物、いわゆる「個人情報のデータベース」である。その市で個人情報、個人情報ファイルの保有状況を明らかにするために、保有する個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目などの個人情報ファイルに関する「あらまし」を記載したものが「個人情報ファイル簿」と呼ばれるものである。先ほど、国で作成された「個人情報ファイル簿」のサンプルを1枚配布した。法改正後は、地方公共団体においても「個人情報ファイル簿」の作成と公表が義務付けられることとなる。法律上は「個人情報ファイル簿」に加えて、別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成することも妨げられないと規定されている。現在、茨木市では個人情報の保有状況を明らかにするものとして「個人情報取扱事務目録」を作成している。「個人情報ファイル簿」と「個人情報取扱事務目録」の比較表を資料の中に挙げている。</p> <p>まず、「個人情報ファイル」は、個人情報のデータベースごとに作成することになる。一方、現在本市で作成している「個人情報取扱事務目録」は、事務ごとに作成することになっているので、本市ではデータベース化されていない散財した個人情報であっても、個人情報を収集するのであれば「個人情報取扱事務目録」を作成するルールとなっている。「個人情報ファイル簿」については、一定のものについては作成が不要となっている。例えば、「記録されている本人の数が1,000人未満であるもの」、「職員の人事等に関するもの」、「短期間、1年以内に消去するもの」、「資料や資料を送付するための連絡先等を記載したもの」については、</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>「個人情報ファイル簿」を作成しなくてもよいということになっている。一方、「個人情報取扱事務目録」では、特に作成が不要である場合の規定はないので、個人情報を収集する事務を開始するときには、もれなく作成することになる。</p> <p>今現在、「個人情報取扱事務目録」に登録されている事務の数は、1,312件である。一方、「個人情報ファイル簿」については、今の時点で作成が義務化されていないので、数年前に任意でファイル簿を整備したものになるが、おそらく200件くらいになると思われる。</p> <p>こういった「ファイル簿」と「個人情報取扱事務目録」の違いがある中で既存の「個人情報取扱事務目録」について、引き続き作成・公表することを条例で規定するかどうかご意見を頂ければと思っている。</p>
岡田会長	<p>諮問の1から7、全部について説明を聞き、その後私たちが意見を述べる形式をとるか。それとも、諮問事項1について説明を受けたので諮問事項1について委員の先生方にお話を聞き、それから諮問事項の2に移る形式をとるか、どうされるか。</p>
事務局	<p>どちらがよろしいか。ざっと説明し、その項目ごとの審議のときに今度は質問いただくとというように進めるか、一項目ずつ説明して、ご審議していただく方がよいのか。</p>
岡田会長	<p>森委員はいかがか。</p>
森隆知委員	<p>結構項目が多いので、一つずつの方がいいような気がする。</p>
岡田会長	<p>今、森委員からお話があったが、特に異議がなければ事務局にそのように運営をお願いしたいと思うが、よろしいか。</p> <p><異議なし></p>
岡田会長	<p>それでは、諮問事項1 個人情報取扱事務目録の作成・公表について、茨木市がどういう方向に進むべきであるかということについて、ご意見を賜りたい。もう一度、念のため確認する意味でお尋ねするが、「個人情報ファイル簿」というのは作らないといけないわけか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
岡田会長	<p>ところが、「個人情報ファイル簿」を作らないといけないが、これについては作らなくてもいいというものがあるわけか。</p>
事務局	<p>ファイル簿は必ず作らないといけない。</p>
岡田会長	<p>作らなくてもいいものがあるわけか。</p>
事務局	<p>1,000人未満の場合。</p>
岡田会長	<p>それについて、法律は「個人情報ファイル簿」の対象としなくていいとなっているが、地方公共団体で特に「個人情報ファイル簿」と読むかはともかく、別途、これに相当する個人情報ファイル簿を作ってもいいというのが趣旨か。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	ファイル簿としてはどこの市も検討中だが、ひとつはファイル簿とは全く別の事務単位で整理した「事務取扱目録」を引き続き残すパターンとファイル簿の「1,000人未満は作成不要」という部分を無くし、もう少し幅広く、全ての保有状況を把握できるようにしようという動きをしている市町村もあるように聞いている。
岡田会長	要するに、法律上「ファイル簿」を作りなさいと。逆に、作らなくてもいいものについて、茨木市が独自に「ファイル簿」を作る方向で進めていくのか、国が定めたファイルだけについて「ファイル簿」を作り、足りるとするかということの諮問か。
事務局	そうだ。
岡田会長	ご意見を賜りたい。
安尾委員	ルールとしてはこのとおりにやるということだが、茨木市として個人情報の全体像はどうかと考えるときに、岡田会長がおっしゃったような部分を含めて、法定のファイル簿とは別に何らかの形で管理しなければいけないと思う。数が多いからすぐにできるかどうかは別にして、国と同じような書式に則った「ファイル簿」的なものを作って、それを両方合わせて見ることによって管理するほうが管理しやすいのではないかと思う。
事務局	現在は、「個人情報取扱事務目録」を事務ごとに作っている。データベース化されていないものについても、個人情報を集めていけば1事務につき目録を1枚作成することになっている。記載内容は先ほどサンプルをお配りした「個人情報ファイル簿」と似たような内容になっているが、個人情報ファイル簿はそもそもデータベースとして持っているものだけが対象になっているところに大きな違いがあると考えている。
安尾委員	個人情報ファイル簿はデータベース化されているのか。このワードの書式のままでどこかに電子ファイル化されているのか、どちらか。
事務局	個人情報取扱事務目録自体はワードで持っているが、目録の内容を入力したシステムはある。
安尾委員	逆にそのシステムから出力ができるとか。そのファイルがあるならば、何か変換しながら新しい「ファイル簿」に、項目は全部満たされないかもしれない、虫食いがあるかもしれないが、かなりの部分がそちらへ移行できるような気がするが。100%完璧を狙わずに、できるところだけやるとか。何かそこはルールで縛られないから、そういうことは可能だと思うが。
森正治委員	今様式で示していただいた「個人情報取扱事務目録」はどういう事項で、どういうタイミングで作るのか、どこかに規定があるのか。
事務局	条例第6条第1項に「個人情報取扱事務を開始するに当たり、個人情報を収集し、保有し、又は利用をしようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に届け出るとともに、告示しなければならない。」とあ

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森正治委員 事務局	るので、新しく個人情報を集める事務、例えば「新しく給付金を支給する事業をこれからやろう」というようなときには、まず、あらかじめここに記載している内容について、取扱書を作って届け出ると。また、第3項に「届出に係る個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。」という規定があるので、まず「取扱書」という形で「届出書」を作って、そのあと「個人情報取扱事務目録」を作成するという流れにはなるが、実務としては同時に作成して「取扱書」は届出・告示に使い、「事務取扱目録」は市民の閲覧用に情報ルームに設置している。
森正治委員 事務局	「個人情報」というのは、第2条で定義されているものということか。 そうだ。
森正治委員 事務局	変なことを聞くが、「個人情報取扱事務目録」を作らないといけないというのは、善意に基づくわけか。
岡田会長 事務局	そうだ。そのときの担当職員が事務を新しく始めようとなったときに、第6条第3項で「個人情報取扱事務の目録を作成しなければならない」と書いてあるから、職員の善意で作るものではないのでは。
事務局	善意というか、「作る」、「作らない」の判断、気付くかどうかということか。
森正治委員 安尾委員	質問の内容は、そういう意味である。 失念したというか。
森正治委員 事務局	聞きたかったのは、失念しているような場合に網をかけるようなことはあるのかなと。 基本的には、職員が新しく事務を1つ始めるときに個人情報を取り扱うことになれば事務の開始手続をとるが、正直申し上げると漏れてしまうことはあるので、説明会等を開催して、個人情報取扱事務を開始するときにはこういう手続が必要ですよ、といった話をする。あとは市で新しい事業をするといった情報が耳に入ったり目にしたりすることがあるので、個人情報取扱事務の開始手続がいるのではないかと思えば、担当課に声をかけている。
森正治委員	ある程度は仕方がない、仕方がないと言うとこういう場では相応しくないが、出来るだけ網の目が必要かと思うので、ファイル簿を作ると決めたら余計、今までと同じか、今まで以上にしなければいけないと思う。
今枝委員	そもそも「個人情報ファイル簿」も、今までもあった「取扱事務目録」も、作成の趣旨から考えないといけないと思う。どういう利用目的でとか、収集方法とか共通の事項が記載されていて、そこに記載された利用目的で使ってください、と職員にもきちんと守ってもらう。公開すると明記されており、「こういうことでやっていますよ。」と皆さんに公開できると。そういう趣旨だと思う。なので、作らないことはあり得ないし、「個

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	<p>個人情報ファイル簿」は、今後、法の議論になるが、今の「事務目録」に関しても、あるのであれば1,000人未満でも必要だろうと私は思うので、どのように統合を図っていくのがいいのかとか、実際に運用できるレベルか、そこは課題としてだと思うが、考え方としてはそういうことなのかなと思っている。</p> <p>従前の「個人情報取扱事務目録」の中に、国が言う「個人情報ファイル簿」の対象としては、ほとんど全部入ってくると。で、従来市が持っている「個人情報取扱事務目録」に載っているものが、国が言う「個人情報ファイル簿」の対象になっているかと言えば、なっていないものがある。そのなっていないものについて従前どおり、目録なり、それを何と呼ぶかはともかくとして、「個人情報ファイル簿」と同様のものを作ってもいいというのか。</p>
事務局 岡田会長	<p>はい。</p> <p>だからこの際、もう国が要請しているものだけに限定して、従来やってきた目録作成については、国が義務付けたものは作るけれども、義務付けていないものは、もうやめにしようか、そのまま続けるのか、という意見を聴きたいと諮問しているのではないか。</p>
事務局 岡田会長	<p>そうだ。おっしゃるとおりだ。</p> <p>それについては、委員の先生方の一定の方向が出た。時間の関係もあるので、森委員、まとめてください。</p>
森隆知委員	<p>業務の効率化という観点で言えば、法律で定めているところというのが一つの落としどころではあるのかなと思うが、「個人情報を保護する」という観点でいくと、どういう情報が収集、利用されているのかという点は一定程度、まとめておく必要があるかと思うので、茨木市の具体的なシステムがどうなっているのかが我々には分からないところがあるが、今流行りのDXというか、例えば「個人情報ファイル簿」の様式と今茨木市が持っている「個人情報取扱事務目録」を、一体というか同じ項目にしておけば、仕事は一つと思う。それが1,000件以上になったときには、そのデータの呼び方が変わるだけ、という形にすることができるかと思うので、審議会としては、どういう名前と呼ぶかというのはあるが、現行の「個人情報取扱事務目録」は作る方向で考えていただきたい。ただ業務を効率化することもすごく重要であるので、その辺りまで事務局で具体的にどういうことができるのかを次回の審議会でご提示いただけると、より具体的な話ができるのではないかと思います。</p>
安尾委員	<p>運用が始まると、今まで900人だったものがある年突然1,000人を超えたとか、1,000人であったものが逆に1,000人をきるとか、この境目を行ったり来たりすることも十分国は意識しているのかどうか分からないが、我々と</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>事務局 岡田会長</p>	<p>してやはり意識しておくべきだ。 そうである。 それでは諮問事項1については、法律が「「個人情報ファイル簿」とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を地方自治体が作成し、公表することを妨げるものではない。」と言っておるので、「「個人情報ファイル」とは別途、茨木市が「個人情報取扱事務目録」と従来呼んできたような名簿についても作成する方向で、条例、法改正に伴う条例の対応として検討していかれてはいかがか。」という形で答申することにしたと思うがよいか。</p>
<p>各委員 岡田会長</p>	<p>異議なし。 それでは、諮問事項2 「条例要配慮個人情報」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、法律の規定だが、法律上「条例要配慮個人情報」という言葉が定義されている。その内容としては、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」と、個人情報保護法に「条例要配慮個人情報」が定義付けられている。</p> <p>この前提になるものとして「要配慮個人情報」、これは法律で法改正後定められることになるが、内容としては、「人種」、「信条」、「社会的身分」、「病歴」、「犯罪の経歴」、「犯罪により害を被った事実」、「心身の機能に障害があること」、「疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」、「医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」、「刑事事件に関する手続が行われたこと」、「少年の保護事件に関する手続が行われたこと」という形で具体的な項目が定められている。現行の本市の条例においても、同様の個人情報を「要配慮個人情報」として定義している。</p> <p>今度新たにできる「条例要配慮個人情報」については、この「要配慮個人情報」に加えて地方公共団体が条例で独自の「要配慮個人情報」を定めても構わないというものになっており、その例として、国のタスクフォースの報告書の中では、例えば「LGBTに関する事項」、「生活保護の受給」、「一定の地域の出身である事実等」が挙げられている。この「要配慮個人情報」や「条例要配慮個人情報」となった場合にどのような取扱いをすることになるのかということだが、法改正後については、「要配慮個人情報」が含まれているときには、先ほどお話した「個人情報ファイル簿」にその旨を記載する。」というのが1点。先ほど、「取扱事務目録」を残</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>す方向で進めていたので、それであれば「取扱事務目録」にも定め、「要配慮個人情報」を集めていることを記載することになるかと思う。</p> <p>あとは「漏えい等の報告」である。今現在、個人情報の漏えいが起こったときに国に報告する仕組みは、マイナンバーを含んだ情報以外のその他の個人情報についてはない状況である。マイナンバーについては国に報告する仕組みがあるが、法改正後は、一定の漏えいが発生したときには国への報告義務が生じることになる。その際、通常の個人情報であれば、100人以上の漏えいがあったときに国に報告するのだが、「要配慮個人情報」や「条例要配慮個人情報」の場合は、人数にかかわらず、個人情報保護委員会に報告する義務が生じる。現行の条例では、要配慮個人情報については収集制限が設けられており、法律に定められている場合のほか、集めようとするときには、「運営審議会の意見を聴いた上で収集する。」という条例の規定があるが、法改正後は、そのような収集の制限を設けることは認められないという解釈が個人情報保護委員会の作成したQ&Aに示されているので、法改正後の「要配慮個人情報」、「条例要配慮個人情報」については、「個人情報ファイル簿への記載」と「漏えい等の報告」の点で通常の個人情報と異なる取扱いになるということである。説明は以上である。</p>
岡田会長	<p>それでは、発言をお願いします。念のため確認する意味で聞くが、諮問事項2のところ、国は個人情報と定義した中で特に配慮を要するものとして「要配慮個人情報」というものを作り、条例でもその「要配慮個人情報」に該当しないものを本市においては特に配慮を要しますという意味で「条例要配慮個人情報」として決めるというわけか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
岡田会長	<p>そのように、「要配慮個人情報」とか「条例要配慮個人情報」と決めた場合には、ファイル簿のところ、「㊟」のハンコをポンと押すように、「特に配慮を要しますよ」というハンコを押すということか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
岡田会長	<p>実質的なハンコじゃなくても、そのようにしなさいと。そこで「条例要配慮個人情報」というシステムを採用して、茨木市が保有する情報で、国の「要配慮個人情報」の横出しというか、別途、本市においては特に配慮を要する情報だという「お墨付き」というか、そのようなことにしても良いかということで諮問されていると理解してよろしいか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
岡田会長	<p>ご意見を賜りたい。「条例要配慮個人情報」と定めたものの収集についての制限等云々というのは、その次の段階で議論することにする。</p>
事務局	<p>はい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	まず、国の「要配慮個人情報」とは別途、それに入らないものについて条例独自の「条例要配慮個人情報」というシステムを採用していいかどうかということについて、ご意見を賜りたい。『国の「要配慮個人情報」だけでいいじゃないか。』『いや、条例でそれとは別の「要配慮個人情報」に入らないものも、特に配慮を要する個人情報として条例で』といった。
森正治委員	これは、国の法律で明確に定められるものと、ここでいうLGBT等については、こういう言い方がいいのかどうか分からないが、国は地方公共団体に判断を投げたということか。
事務局	「要配慮個人情報」の範囲に並んでいる部分は「国と地方共通の要配慮個人情報」で、それに加えて、市町村や都道府県で集めるもので「要配慮個人情報」としての取扱いをするものがあれば、それは市町村、都道府県で決めてください、条例で決めることができますよ、という形になっている。
森隆知委員	今この審議会に諮問されているのは、この「条例要配慮個人情報」を定めるのかどうかということだと思うが、「条例で条例要配慮個人情報を定めることができます」ということを認めるのか、具体的に、例えばLGBT等事項が先にあるので認めるのか、順番が分からない。
事務局	後者である。具体的に茨木市ではこの情報も「要配慮個人情報」として取り扱いたしと。具体的な項目が必要かどうか、どのような項目を入れるのかということをご検討・ご審議いただくことになる。
森隆知委員	なるほど。だからその具体的な項目についても、複数回開催される審議会でも議論、審議をしてほしいということか。
事務局	そうだ。例えば、茨木市ではLGBTに関する事項を「要配慮個人情報」とするとか、そういったところのご意見をいただきたいと考えている。
森隆知委員	なるほど、分かった。
安尾委員	こういう情報はこういう範囲だということを決めることも大事だが、それぞれの項目ごとに開示できる範囲、いわゆる対象者、アクセス権、ITでいうアクセス権をどううまく絞り込むかということの方が実務的には大事で、項目や範囲がその時々で追加・削除があってもいいかなと思うが。
事務局	おそらく安尾委員がおっしゃるような時代の流れで、今はそういう情報を集めていないが、今後新たに「要配慮個人情報」になるような情報を集めて、その時点で条例を改正する必要があるかどうかということをご検討いただくことになるかと思う。とりあえず、現時点では法律で決められている項目では不足するのではないかと、加えた方がいいのではないかとすることがあれば、ご意見をいただければと。
安尾委員	でも条例を都度変更するのも大変な作業だろう。そこは極力避けたい。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
今枝委員	質問だが、個人情報保護法に一本化されるということだが、厳しい規制としては、要配慮個人情報は「本人の同意なく取得して出来ない。」というのが厳しい規制になっているという理解だが、行政においても同じか。
事務局	行政は本人同意を要件にしていけないので、その部分は民間と取扱いが違
今枝委員	う。
事務局	改正後において。何が違うのか。
今枝委員	法律の作りとしては、まず民間事業者の取扱いについて定め、別の部分で行政機関での取扱いについて定めているので、民間と必ずしも規定がイコ
事務局	ールにはなっていない部分はある。定義等は共通しているが、その取扱いについては、民間事業者に関する規定と行政機関に関する規定が別個の規定になっている。
今枝委員	同意なく取得できないというのが民間の理解だが、行政の規制としては何
事務局	になるのか。それにさらに上乗せか。
今枝委員	規制というか、どのような点で他の個人情報と違うかという、個人情報
事務局	ファイル簿への記載と漏えい等の報告の2点である。
今枝委員	漏えい等に関しては民間と一緒にだと思う。情報ファイル簿への記載、これ
事務局	がプラスされているということか。
今枝委員	そうだ。
事務局	そうすると、この記載は内部管理等の問題で、取得については本人の同
今枝委員	意がいます。その規制は同じか。
事務局	かかってない。
今枝委員	本人の同意なく取得できると。
事務局	そうだ。
今枝委員	どこまで広げる必要があり、内部管理をきちんと徹底するかということ
事務局	か。
森正治委員	おっしゃるとおりで、先ほどの「個人情報取扱事務目録を別に作る」とい
事務局	うのは、どこかに電子情報的には入っているということだが、従来であれば特定個人情報が漏れたら報告義務云々とかあるが、それ以外は国への報
森正治委員	告義務はなかったのか。
事務局	なかった。
森正治委員	「要配慮個人情報」を個人情報と同じように集める、さらにもう少し追加
事務局	して集めるというときになったときには、今もあつたが、運用のルール、
森正治委員	誰かが悪意をもって何かをするというケースをきっちりガード出来るよう
事務局	な仕組みをきちんと作っておかなければ、今枝委員がおっしゃったように
森正治委員	他の情報も何でもかんでも本人の同意なしに集めていると、逆にそのこと
事務局	がよりややこしい方向にいつてしまう。漏えいがあったときにはどのよう
森正治委員	に報告するとか、どこまでというのも含めてきちんと決めていかないとい

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
安尾委員	けないと思う。条例要配慮個人情報条例で決める、決めないとは別の観点だが、そこが大事なポイントなってくるかと思う。
事務局	この範囲の中でも、例えば「信条」という言葉は非常に曖昧で、何ををもって「信条」というかが分かりにくい。「これ信条でしょう。」と言われたらそうだし、違うと言われたら違うし。曖昧さも結構ある。
岡田会長	定義付けとしては、ガイドラインが国から示されており、「信条」にはこういう情報が当たると一定は示されているので、それに基づいて対応している状況になっている。
事務局	私個人は、国の「要配慮個人情報」と、その中に含まれないけれども「条例要配慮個人情報」というものを決定する、というのは全然問題ないと思う。問題なのは、一番下のところに「現行条例のように要配慮個人情報の収集を制限する規定を設けることは、要配慮個人情報の取扱いについて、特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規定を定めるものであり認められない。」と、一方的に国がそこをいうのは少し乱暴だと思っている。根拠は、国は「要配慮個人情報」の収集について特別の制限を設けていないから、収集の制限をかける、手を入れてはいけないのだと。そのような乱暴な論理で、簡単に収集制限する規定を設けることは駄目だという結論がスッと出てくるところが。このQ&Aか。
岡田会長	はい。
森正治委員	Q&Aの見解は非常に乱暴だと思う。条例要配慮事項を条例で採用し、採用した以上、「個人情報ファイル簿へ記載する」、「漏えい等の報告」についてもいいが、※の「条例要配慮個人情報」の収集制限については、別のところで諮問事項の中に入ってくるのかも分からないけれど、この見解については、とても抵抗を受けるが。
事務局	おっしゃるとおり。「なぜこんなものを勝手に決めるのか」と。先ほどのお話で、何でもかんでも集められるということ。
岡田会長	今回お手元に法律を配布してないが、国の見解としては、「個人情報の保有の制限」という規定があり、その定められた事務を遂行するのに必要な場合に限り、かつ利用目的を出来る限り特定しなければならない。その特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないという規定があるので、国は、この条項の適切な運用で不要な個人情報を集めません、できないということが確保できると説明している。
事務局	ある種の目的をもって集めるのは、収集の目的に合致するかどうかで、関係のないものは保有しないと。それは当然のことだ。だからそのことから、収集の方法とかについて、例えば条例で、他の場合については本人の同意なくやっているけれども、要配慮事項については、これは特に配慮を要するから、特段の事情がない限り本人から集めることにするというよう

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局 岡田会長	<p>な規定を設けることが、なぜQ&Aのような論理で、法律で要配慮個人情報の取扱いについて制限を加えていないから、条例要配慮個人情報の収集について、わざわざこれは特に配慮を要する事項だと決めておいて、本人以外から集められるとなっても、本人から集めないときについては、慎重を期するとか、そういうような収集について、慎重に行政を進めているという立場からある種の制限を加えてもいいのではないかと思う、個人的に。上から目線で「俺たちは制限してはいけないから、制限する規定を置かなかつた。だから、お前たちも制限する規定を置いてはいけない。」ではなく、せめて「特段の事情がない限り、規定を置いてはいけない。」とか、そういう優しい意見っていうのが、国の方はどうして出てこないのか。ここ7、8年の、なんとなく違和感を覚える。ともかくとして、諮問事項2について、ご意見を賜りたい。この※印の部分についてはまた、別のところで話をする機会があれば。</p> <p>諮問事項7のところを審議いただけるかと。</p> <p>※印の部分抜いて諮問事項2について、どのようにしたらいいかということの方向付けとして、この審議会の意見を取り扱うというか、決めるというか、事務局に要請するとかいう形にしたい。</p>
森隆知委員	<p>条例において「条例要配慮個人情報」を定めることは当然必要だと思う。具体的にどの項目を定めるのかというのが主要な論点だと思う。前半でも報告があったところ、まず茨木市でこれに相当するような情報、項目はどのようなものがあるのか、もうすでに業務でやられているものについて定めていかないと駄目だと思うが、生活保護は当然、生活保護の行政をされているので、こういうことの情報自動的に集まってくるだろうし、どこの地域出身かということも、自動的に集まってくると思う。例えば、LGBTも今の社会的な情勢を考えると、非常に主要な情報というか、配慮情報になると思うが、今茨木市でこれを行政で使っているのかどうか。もし使っていないのであれば、わざわざ現段階で条例において定める必要があるのか、逆に条例改正が大変だから、一気にどんとやっしまえというのか、どのくらい項目が出てくるのかに基づいて審議するという形になるかと思うので、また次の審議会のときに現状こういうものが対応するということまで提示してもらい、そこでまた改めて審議するというのでどうか。</p>
岡田会長 事務局	<p>それでは明確な意見表示というのは保留するというのでよろしいか。</p> <p>次回までに該当しそうな情報と、その情報の市における現在の収集状況、集めている、集めていない点をまとめた資料を用意する。</p>
森隆知委員	<p>あと、例えば北摂とか近隣でどういうものを想定されているかも確認されるといいかと思う。</p>
事務局	<p>はい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長 事務局	<p>それでは、諮問事項3について事務局から説明をお願いします。</p> <p>諮問事項3は、保有個人情報の開示に関するもので、保有個人情報の開示の際の不開示情報の範囲の決定である。保有個人情報の開示に係る事項についても、法改正後は法律で定められることになる。法律で自己情報の開示請求について、開示しない情報も定められているが、その範囲を条例で変更できるという規定が設けられている。①で「法で定める不開示情報から情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。」ことができる。②で「行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものを不開示情報とする。」との規定が設けられている。説明が分かりづらくて申し訳ない。</p>
岡田会長	資料の法の規定の部分は、法律の条文（第78条第2項）をそのまま書いたのか。
事務局	イコールではなく、番号を入れるなどした。
岡田会長	加工は番号を付け加えただけか。とても難解な文章だ。法律の専門家をもってしても、言わんとするところを理解するのに20分ぐらいかかった。法律の条文そのままだとしたら、もう少し分かりやすいと思うが。
事務局	ほぼ同じ表現にはなっている。
岡田会長	まずこの条文を教えてほしいのだが、まず、①の「法で…」の「法」は個人情報保護法のことか。
事務局	そうだ。
岡田会長	「個人情報保護法で定める不開示情報から情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例に定めるものを除く。」だろう。個人情報保護法で定める不開示としているもので、各地方公共団体で、公開条例で開示するということになっていたら、個人情報保護法でも不開示情報だけれども、これは開示しなければならないということになる。
事務局	条例で定めて、法律で不開示情報になっていても。
岡田会長	まず除くのだろう。①の規定では。
事務局	はい。
岡田会長	①の部分は、そう理解していいか。
事務局	そうだ。不開示情報から除くので、結果として開示されることになる。
岡田会長	第一段階として。その次に、行政機関情報公開法に規定する不開示情報、いわゆる情報公開法に規定する不開示情報ということだから、情報公開法で不開示にしている、あるいはそれに準ずる情報で、情報公開条例において開示しないとしている。同じように国の公開法においても不開示情報としている、あるいはそれに準ずるものも、「情報公開条例において開示し

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局 岡田会長 浦野委員 事務局	ないとされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要がある」、「情報公開条例で開示しないとされているもののうち不開示とする必要があるものとして条例で定めるものを不開示情報とする」。不開示とする必要があるものとして条例で定めるのは、この最後の「条例」は個人情報保護条例か。 新しく作る条例だ。 浦野委員はどうか。 不開示とするとはどういうことか。 条例で定めることにより、法律よりも不開示の範囲を広げることができる。広げることができるのは、国の情報公開法で不開示とされている情報、それに準ずる情報に限られる。
浦野委員 岡田会長	もう少し分かりやすく。 情報公開条例で開示しないとなっているものも個人情報保護条例で不開示とすることができる。
事務局	はい。範囲を拡大したり縮小したりして、情報公開条例と合わすことができる。
岡田会長 事務局	情報公開条例に基づいて個人情報の請求をすると、当然開示されない。 はい。
岡田会長	自分の情報であるという「個人情報」であって、「本人情報」である場合でも、開示されない。ところが、個人情報保護法で、自己に関する個人情報として開示請求すると、開示される。本人が本人情報を個人情報保護条例に基づいて開示請求したときには、開示の対象となるにもかかわらず、条例でこれを開示しないとすることができる。
事務局 岡田会長 事務局	はい。 そういうことか。 法律は読み替えみたいな感じで書いているので、もうひとつ複雑な書き方になっている。
岡田会長	整理すると、情報公開条例で個人情報を本人情報として開示請求しても拒否されるが、個人情報保護条例で開示請求すると本人情報だから開示される。しかし、今度の新しい個人情報保護条例で、その部分についても、本人情報であっても、開示しないとすることができる。
事務局 岡田会長 事務局	そうだ。 情報公開条例の整合性を確保するための条件はあるのか。 情報公開条例による請求、個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求の違いは、自分の情報が見られるか、見られないかというところ。非公開情報は揃っていないと制度としての整合がとれないという点で、その範囲を揃えることができるという規定になっていると考えている。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	個人情報保護条例で本人の情報が見ることができるのは、ただ単に自分に関することだけだということで見られるなら、情報公開条例でも同じことだ。自分の情報なのでどこがまずいのかと。ところが個人情報保護条例では本人情報が見られて、情報公開で見られないというのは、本人情報の個人情報保護条例の場合には、自己情報についての開示、訂正、訂正請求権があるだろう。その訂正請求権を行使する前提として、自分のことがどう書かれているかということを確認しないといけないから、個人情報保護条例では本人情報の開示請求があったら、開示しなさいと言った。だから、訂正請求権を前提にして成り立つ個人情報の本人情報の開示である。それとの関連において、いろいろと要件があるだろうが、要するに個人情報保護条例で本人情報は原則として開示されるけれども、今度、条例で新しく不開示とすることができますよというのが法の趣旨だな。もう本当に乱暴だと思う。
今枝委員	①は逆。
事務局	逆である。
今枝委員	逆に開示をするのを条例で定めなさいと。
岡田会長	そうそう。飴とムチが一緒になっている。①で不開示情報としたが、情報公開条例で開示するものとは別ですよ、と。意見をすることも、自分自身の疑問を先に解かないといけないので、あえてお聞きした。ここで皆さん方の意見を賜りたい。
事務局	不開示情報の範囲の比較のために、個人情報保護法で非開示情報とされている情報と、今の茨木市情報公開条例で非公開情報としている情報の比較の表をあげている。下線を引いているところは、文言に違いがある部分である。1点が表の2項目で、基本的に個人情報はどちらでも非公開。自己情報の開示請求は、開示請求者以外の個人情報は非公開だが、例外的に公開する情報が個人情報保護法でも情報公開条例でも定められている。その中で公務員の職務遂行に係る情報については、本市の情報公開条例では、「職・氏名」両方とも公開されるが、法では「職」のみで「氏名」は例外的に公開する個人情報に含まれていないという違いがある。ただ、調べてみると、法でも運用上は、特段の支障がある場合を除いて慣行として公にしている情報として開示する取扱いになっているとのことなので、本市でもこの部分については、法律で公務員の氏名は例外的に開示する情報にはなっていないが、運用として開示していくということは可能なのかなと思っている。それをはっきりと条例に「公務員の氏名は開示情報だ」というのを明記するかという点については、他市でも同じような状況の市があり、その情報を今後集めたいと思っている。運用で対応するのか、条例で「公務員の氏名は個人情報保護法とは違って開示しますよ」ということを

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長 事務局	明記しておくのか。 「当該公務員の氏名」は法で不開示としている。 そうだ。「公務員の氏名」は、例外的に開示する情報に含まれていないので不開示。
岡田会長 事務局	法では「公務員等の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は不開示だと。 ここは例外的に公開する情報をあげているので、法では「職・職務」の内容に係る部分は開示される。
岡田会長 事務局	「不開示情報の範囲」になっているから。 ここは分かりにくいですが、「ただし、次に掲げる情報を除く。」というただし書で、個人情報ではあるけれども例外的に開示する情報である。
安尾委員 事務局	ロジックが複雑だ。 2番目の項目で「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの。」これが不開示情報。 「ただし、次に掲げる情報を除く。」なので、下の点3つ打っている部分については不開示情報から除かれているものになるので、結果的に開示する情報になっている。
岡田会長 事務局	茨木市の情報公開条例で、氏名は開示することは出来る。 そうだ。
岡田会長 事務局	ところが、国の場合は、氏名は非開示。 そうだ。ただ実際には、国でも。
岡田会長 事務局	氏名は開示されるのだと、今度の個人情報保護法では。 法律の条文をそのまま読むと、公務員の氏名は開示されない。
岡田会長 事務局	それでどうしたいのか。 公務員の氏名は公表しているので、法改正後も引き続き公表はしたい。
岡田会長 事務局	そういうことか。 公表したいと考えている。そのやり方を国のように運用でいくのか、条例に明記するのかというところをもう少し研究したいと考えている。
岡田会長	だから、私たちとしては、この公務員の氏名に例を限定していえば、法では氏名は不開示になっているが、条例では開示する形で条例改正に携わっていきたいという市の姿勢を支持するかしないかという形で答申すればいいわけか。
安尾委員 事務局	「公務員」ではなくて「公務員等」と書いてあるが。 ここの部分は、独立行政法人の職員等が含まれるが、長かったため、略している。
安尾委員 事務局	対象範囲は非常にクリアになっているのか。 はい。それは明確になっている。あと項目として違っているのが「情報公

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	<p>開条例」では、「法令等の規定により、公にすることができないとされている情報」が非公開情報に入っているが、今度適用されることになる「個人情報保護法」では、このような規定は設けられていない。ただ、国の考え方としては、法令で公にすることができないとされているということは、何かしらの守るべき権利利益があり、それを保護するために法令で出せないことになっているのであれば、他の項目のいずれかに当てはめて保護する目的で判断することが可能でしょうという見解が示されているので、その目的で当てはめていくことは可能と思っている。また、参考で挙げているが、法律では「情報公開条例」との比較で法律と違う部分があればそれを条例に合わせることが可能だが、現行の「個人情報保護条例」に不開示の項目として「未成年の法定代理人等により開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者等の利益に反すると認められるもの」というものがあるが、法律のつくりでいくと「情報公開条例」との比較になるので、この部分は含まれてはこない。ただ、現状の取扱いでは、この部分を不開示としているが、今後法律にはこういう項目がないということになる。これについては法律で、「開示請求者（代理人による開示請求の場合は本人）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」が不開示情報として含まれているので、ここに当てはめて不開示とすることは可能と考えている。</p> <p>そういう考え方で私はいいと思う。例えば、「情報公開法」にしても拒否処分をするときに理由付記の規定はない。ところが、公開するについて少し長引きそうなので延長決定したときには、理由を付記しなさいという規定が「情報公開法」にある。拒否するときには理由を書きなさいとは書いてないから理由を書かなくていい、決定を延長する場合には理由を書けと書いてあるから理由を書く、という短絡的な考え方じゃなく、法律が拒否決定について理由を書かないといけないとわざわざ定めていないのは、「行政手続法」で不利益処分については、理由を書きなさいという一般法があるから一般法に従って理由を絶対に書かないといけない。延長決定の場合は、「行政手続法」に定める不利益処分に当たらないから理由付記規定が及ばないので、理由を書きなさいと法律で定める。一方、拒否するときにはわざわざ「情報公開法」に定めなくても「行政手続法」に定めがあるから、そちらの法が適用されるから書いてないというだけのことであって、書いてないから理由を書かなくてもいいというような単純なものではない。それに関連すると、収集について何も定めていないから地方自治体が収集について制限その他手を加えることは許されないという、そんな上から目線の単純なものではないと思うが。これはさておき、先ほど事務局が説明した趣旨は、私はよく分かる。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
今枝委員 事務局	諮問事項3については、説明があった方向で検討していただきたいという形で答申することで今枝委員、よろしいか。他に何か。
今枝委員 事務局	理解が追い付いてなくて申し訳ない。
今枝委員 事務局	分かりづらくて申し訳ない。
今枝委員 事務局	おっしゃっていただいたのは、4ページの一番下のところか。
今枝委員 事務局	そうだ。
今枝委員 事務局	これはどこに規定があるのか。法か、条例か。
今枝委員 事務局	現在の「個人情報保護条例」で未成年者の法定代理人からの請求のときの不開示事由が定められているが、今度の法律にはこの規定は設けられていない。
今枝委員 事務局	一番右下の規定で、網羅的に網をかけられるのか。
今枝委員 事務局	そうだ。
今枝委員 事務局	そういう説明をさっき聞いたのだが。
今枝委員 事務局	法の一番上のところ3ページの一番上の「開示請求者（代理人による開示請求の場合は本人）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」っていうのがあるので。こちらで。
今枝委員 事務局	代理人による場合の請求では。
今枝委員 事務局	そうだ。本人というのが子どもに当たる。
今枝委員 事務局	それは、どんな性質であってもこの4のページの右下の網がかけられているという理解か。
今枝委員 事務局	そうだ。
今枝委員 事務局	私にとっては、先ほどの話に上がった、公務員の氏名をどうするのかという話もすべて何か網がかかっているので、そこで網羅できるというような説明に聞こえた。
今枝委員 事務局	申し訳ない。すべて網羅できる「法令等の規定により公にすることができないとされている情報」という部分については、法律に規定はない。
今枝委員 事務局	何か網がかからないとダメかなというのが私の意見だが、例えば、先ほど議論のあった、「公務員の氏名」を公表したい。それを条例に定めるのか、運用とするのか、でも国の運用では、特段の支障が生じるおそれがある場合は非開示とされているが、その特段の支障っていうのがどこかで網がかかっているのか、いないのか。それを一つ一つ議論することなく、全体として何か網がかけられるものがあるからいいのではないか、という説明に聞こえたのだが、そうではないのか。
今枝委員 事務局	そうではない。
今枝委員 事務局	では、備考欄のところが一番議論するところか。
今枝委員 事務局	資料が複雑で申し訳ない。
岡田会長	4ページの右下の「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局 今枝委員 事務局 岡田会長 事務局 今枝委員	<p>る情報」は不開示で、これは全ての場合に優先的に適用されるものか。</p> <p>はい。</p> <p>そういう理解でいいのか。</p> <p>未成年の部分は。</p> <p>それが、今枝委員がおっしゃる網掛けだ。</p> <p>それは大丈夫だ。未成年であっても。</p> <p>では、3ページの法律のところの2番目の請求があっても、3番目の請求があっても、次の4ページのどの請求があっても網がかかっているという理解でよろしいか。</p>
事務局	この表の作りが分かりにくいのかもしれないが、順番に不開示情報を並べており、一番上が本人にとって不利益になるから出さない情報、2番目が本人以外の個人情報に該当するので出さない不開示情報、3番目が法人情報として不開示になる情報。
今枝委員	それは分かる。4ページの右下のそのフレーズを新しい条例にも全部に網掛けのものとして入れるということでもいいのか。
事務局	そうではない。この条項が入っているというのが、親が法定代理人として子どもの情報を請求したときに、例えば虐待案件でご本人を守るために不開示ということはあるが、これが今度法律になると、法律には条項が設けられていないので、その部分で条文上現行条例との差異はある。実際には「開示請求者（代理人による開示請求の場合は本人）」とあるので、この場合は本人である子どもの「生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」として不開示にすることが可能。
今枝委員 事務局	<p>そこは分かる。公務員の氏名等、その他の論点は。</p> <p>「公務員の氏名」については、運用でいくか条例で明記するのかは、今後詰めさせてほしい。あとの部分で、細かい違いはあるが、実際の開示・不開示の判断のときは、実際の結論に影響は出ないのかなと今のところ考えている。ここの部分が少し分かりにくいので、次回までにもう少し分かりやすく整理した資料を用意した上で、もう一度ご議論いただきたい。今は単純に条文を並べて比べているだけなので、もう少し分かりやすい資料をご用意する。</p>
森正治委員	こういうものに合っているのか分からないが、図示してもらっても少し分かるかと。出来る範囲でお願いしたい。
事務局	はい。諮問事項3については、もう少し資料を分かりやすいものを次回までに作成する。
岡田会長 事務局	<p>それでは、そういうこととする。時間も迫ってきた。</p> <p>「諮問事項3」で一旦会議を終了し、事務局で本日伺ったお話から必要な書類を次回までに用意する。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	<p>本日は「諮問事項3」まで検討し、さらに継続審議することになるが、次回、「諮問事項3」について事務局から資料を整理して提示されたい。では、これをもって本日の議題についての議事が全般終了した。次回に継続して審議することとし、閉会とする。</p> <p>【閉会】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>